

ケアハウスみどり園 生活の手引き（入居者心得）

当園は、皆様が安心して、健康で明るく充実した生活を送って頂ける「住まい」でありたいと願っています。ここは皆様の共同生活の場です。お互いに人格を尊重し、規律を守り親睦と融和を深め、思いやりの心で助け合って、仲良く楽しい日々を過ごして下さい。

1. 日常生活について

(1) 居室

- (ア) 常に清潔を心がけ、気持ちよく生活できるよう努めて下さい。
- (イ) 自室前の廊下は、各自が責任を持って、きれいに掃除して下さい。
- (ウ) 入居後の居室変更は可能ですが、原状回復のための費用が必要です。
- (エ) 居室内の備品が故障した場合は、事務所に届け出て下さい。
- (オ) 電球、トイレットペーパー等の消耗品は、各自の負担となります。

(2) 門限

- (ア) 門限は21時です。翌朝6時まで正面玄関を閉めます。門限以降に帰園される際は、あらかじめ連絡いただき、玄関前インターホンで連絡下さい。
- (イ) 朝6時前に外出、散歩等に出たい方は、通用門の鍵を開けて出て下さい。但し、5時前は自粛して下さい。
- (ウ) 裏口は17時30分から18時の間に閉めて朝8時半に開けます

(3) 当園の設備

- (ア) 娯楽室、集会室は、園の行事、談話、趣味の集い、その他の娯楽・研修に利用できます。
- (イ) 利用される場合には、事務所へ届け出て下さい。
- (ウ) 施設の設備・備品は大切に使用して下さい。破損等があった場合は、事務所へ届け出て下さい。
- (エ) 当園の農園を趣味としてご利用下さい。利用希望の方は事務所へ届け出て下さい。

(4) 電話

- (ア) 電話の取り次ぎは事務所を経由します。夜間はなるべく9時までにご利用下さい。
- (イ) 外線は、(0)を押してから電話して下さい。外線使用料は自費です。

- (ウ) 内線通話の場合は(0)は、ありません。相手の部屋番号を押して、無料で利用できます。
- (エ) 居室内の電話は、非常通報、ナースコール等にも使用できます。
- (オ) 直通の外線を引くことが出来ます。工事費は有料。通話料はN T Tと直接契約となります。
- (カ) 8時～8時15分、11時45分～12時30分、17時15分～17時45分の時間帯は、職員が食事の準備に入ります。応対、電話の取次ぎが出来にくくなりますのでご了承ください。

(5) 郵便・新聞等

- (ア) 郵便物は、各自の下駄箱に直接、郵便局員が配ります。
- (イ) 書留、小荷物等は、事務所が預かって連絡します。
- (ウ) 切手、はがき、宅配用伝票等は、事務所にあります。
- (エ) 小荷物の発送は、各事業所へ連絡していただき、事務所へ持参して下さい。
- (オ) 新聞、雑誌を継続して購読する場合は、事務所で取り次ぐことが出来ます。
- (カ) ロビーに新聞を置いています。ご利用下さい。

(6) テレビ

- (ア) テレビは共同アンテナで、ケーブルテレビ(TCC)を利用しています。地デジ対応となっています。
- (イ) NHK受信料は免除されています。

(7) 冷暖房について

- ・冷暖房機の電気代は、自費となります。

(8) その他

- (ア) 案内・連絡等の事項は掲示にて行います。掲示板に注意して下さい。毎月1回、月初めに懇話会を開きます。施設運営等について思うことがあれば何でも結構ですので、申し出て下さい。出された意見、苦情等は掲示して回答します。
- (イ) 月2回買い物に送迎します。希望の方は申し込んで下さい。
- (ウ) 園の行事、やむを得ない場合の送迎については有料となります。
- (エ) 次のような行為はしないで下さい。
 - ①ケンカ、暴力行為、中傷、口論、泥酔など他人に迷惑を及ぼすこと。

- ②建物、備品、樹木等を損傷すること。
- ③居室でのペットの飼育。
- ④無断での外出、外泊及び門限を守らないこと。
- ⑤施設内での宗教活動、政治活動。
- ⑥危険物の持ち込み。
- ⑦入居者同士での金銭の貸借。
- ⑧無断で他の居室に立ち入ること。
- ⑨その他、共同生活に甚だしく支障を及ぼす行為。

2. 保健環境衛生

(1) 入浴

- (ア) 入浴時は、浴槽内にタオルを持ち込まないで下さい。
- (イ) 浴槽内での洗濯、汚物を流すような行為はしないで下さい。

(2) 洗濯

- (ア) 6時から20時までが洗濯機の利用できる時間です。
- (イ) 使用後は、洗濯機内のごみ等を捨てて、きれいにして下さい。
- (ウ) クリーニングは、事務所で受け付けてトピアに依頼します。
- (エ) 浄化槽保守のため、中性洗剤の使用にご協力下さい。
- (オ) ガス乾燥機利用時は備え付けのノートに記入してください。
1回 100円を利用料に加算いたします

(3) 健康管理

- (ア) 自分の健康は十分に留意し、異常があれば速やかに申し出て下さい。
- (イ) 毎日、9時30分にラジオ体操を放送します。
14時から鳥取方式認知症予防体操を行います。
積極的に参加下さい。
- (ウ) 施設で実施する健康診断は、必ず受けるようにして下さい。
- (エ) 嘱託医による健康相談を毎週月曜日に実施します。
- (オ) 入居者が病気になられた場合、家族が泊まり込みで看病できます。
- (カ) 入院や加療の必要な方は、療養に専念して下さい。

(4) その他

- (ア) 居室の清掃、布団類の乾燥、下着類の洗濯等常に心がけ、施設内外の清掃環境衛生に努めて下さい。
- (イ) 各保険証、各手帳等、病院に受診する際の必要なものは、一括して自分でわかりやすい場所において下さい。

(ウ) トイレは水洗のため、トイレットペーパー以外は捨てないで下さい。

(エ) ゴミ、不用品は、所定の場所以外には捨てないで下さい。

○ゴミの処理方法

(ア) 燃えるゴミ（生ゴミ・紙類）と資源ゴミ（空ビン・空き缶）、燃えないゴミ（その他、金属類）に分け、各々の容器に入れること。

(イ) 生ゴミは水分をよく切って、各袋に入れて出すこと。

(ウ) 新聞紙、雑誌、ダンボール等は、再生資源ゴミのため、ヒモ等で包みまとめて出すこと。

3. 防災。防犯等について

(1) 防災

(ア) タバコの不始末、コンロ、アイロン、コタツ等の消し忘れ等の無いよう火災防止に十分注意して下さい。

(イ) 所定の器具及び指定場所以外での火気の取り扱いは禁止します。

(ウ) 歩きタバコは禁止します。決められた場所で喫煙して下さい。

(エ) 施設の実施する防災訓練や避難訓練には、積極的に参加して下さい。

(オ) 災害発生の場合は、指示に従い、指定された経路に従って退避して下さい。

(カ) 災害発生時は、エレベーターは使用できません。

(キ) 廊下は避難路となりますので、障害となるものを置かないで下さい。

(ク) 電気器具を使用する場合は、あらかじめ届け出るとともに、安全性を確かめて下さい。

(2) 防犯

(ア) 貴重品を紛失したり盗難にあわないよう、管理には十分注意して下さい。又、居室は、なるべく鍵をかけるようにして下さい。万一発生しても当園は責任を負いません。

(イ) 持ち物には、名前を書いて下さい。

(3) その他

(ア) 急病、火災等の非常事態が生じた場合は、直ちに連絡して下さい。居室内に、電話機、ナースコールがあります。電気のスイッチと間違えないで下さい。

(イ) 緊急、やむを得ない場合の職員の無断立ち入りをご了承ください。